

改正案

現行

次に掲げる電気通信設備であつて、別表の上欄に掲げる単位指定区域において、同表の下欄に掲げる電気通信事業者が設置するもの

〔一〕五 略

六 電気通信番号の案内に用いられる番号案内データベース

〔削る〕

七 公衆電話機及びこれに付随する設備

八 電気通信番号の案内に用いられる交換機（第二項に掲げるものを除く。）、案内台装置及び伝送路設備（第一項及び第三項に掲げるものを除く。）

九 他の電気通信事業者の電気通信設備と前各項に掲げる電気通信設備との間に設置される伝送路設備（第一項、第三項、第四項及び前項に掲げるものを除く。）

〔同上〕

〔一〕五 同上

六 電気通信番号の案内に用いられる番号案内データベース、サービス制御局及びサービス制御統括局

七 PHSの役務を提供する電気通信事業者との接続に用いるPHS加入者モジュール並びに端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局及びサービス制御統括局

八 〔同上〕

九 電気通信番号の案内又は手動による通信に用いられる交換機（第二項に掲げるものを除く。）、案内台装置及び伝送路設備（第一項及び第三項に掲げるものを除く。）

十 〔同上〕

| 単位指定区域 | 電気通信事業者 |
|--------|-------------------|
| 埼玉県 | 株式会社ジェイコムさいたま |
| 福井県 | 福井ケーブルテレビ株式会社 |
| 静岡県 | 中部テレコミュニケーション株式会社 |
| 岐阜県 | 中部テレコミュニケーション株式会社 |
| 〔略〕 | 〔略〕 |
| 和歌山県 | 株式会社ケイ・オプティコム |
| 徳島県 | 株式会社STNet |
| 香川県 | 株式会社STNet |
| 〔略〕 | 〔略〕 |

| 単位指定区域 | 電気通信事業者 |
|--------|---------------|
| 〔新設〕 | 〔新設〕 |
| 〔同上〕 | 〔同上〕 |
| 和歌山県 | 株式会社ケイ・オプティコム |
| 〔新設〕 | 〔新設〕 |
| 香川県 | 株式会社STNet |
| 〔同上〕 | 〔同上〕 |

